

II. 事業評価個表（令和4年度）

番号	措置名	交付金事業の名称	
1	企業導入、産業活性化措置	中性子ビームライン産業利用推進事業	
交付金事業者名又は間接交付金事業者名		茨城県	
交付金事業実施場所		茨城県那珂郡東海村大字白方	
交付金事業の概要		<p>茨城県では、「茨城県総合計画」に基づき、大強度陽子加速器施設（J-PARC）内に設置した2つの中性子ビームラインを活用し、J-PARCにおける産業利用に取り組んでいます。</p> <p>中性子を活用した研究は最先端の科学分野であり、産業界が当ビームラインを利用した研究開発を推進することは、茨城県内の企業の先端産業を発展させる効果が見込まれます。このため、当該研究開発を円滑かつ効率的に実施するために、適切な運転維持管理を行うとともに、利用者に対する支援を実施します。</p>	
交付金事業に関する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標		<p>【交付金事業に関する県の主要政策・施策】 第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～（2022－2025） I. 「新しい豊かさ」へのチャレンジ 政策2 新産業育成と中小企業等の成長 施策（1）先端技術を取り入れた新産業の育成と新しい産業集積づくり 主な取組 ⑥新事業・新産業を創出するため、「J-PARC」をはじめとした先進的な研究施設の産業利用を促進し、企業の製品・技術開発を支援します。</p> <p>【目標】 県中性子ビームラインの産業利用課題採択件数58件（令和4年度）</p>	
事業開始年度		令和4年度	事業終了（予定）年度 令和4年度
事業期間の設定理由			

交付金事業の成果目標及び 成果実績	成果目標	成果指標		単位	評価年度	令和4年度	
	科学技術を活かした イノベーションの推 進	県中性子ビーム ラインの産業利 用課題採択件数	成果実績	件		32	
			目標値	件		58	
			達成度	%		55.2%	
	評価年度の設定理由						
	毎年度のPDCAサイクルによる事業改善を図るため、事業実施翌年度早期に評価を実施。						
	交付金事業の定性的な成果及び評価等						
	<p>令和4年度の県中性子ビームラインの産業利用課題採択件数は32件となり、達成度は55.2%に留まりました。理由は、企業に未だ新型コロナウイルス感染症の影響（企業の出張制限や業績悪化見込に伴う研究費等の予算の縮減など）が見られたことに加え、電気料金高騰によりJ-PARC MLFの稼働日数が減少したこと、及び、MLF内の事故の影響でビームラインがストップしたことによるものです。</p> <p>しかしながら、本交付金の充当により県中性子ビームラインの適切な運転維持管理及び利用者支援に取り組んだことで、新規利用企業数は前年度を上回ったほか、燃料電池やタイヤ用ゴム材料、鉄鋼材料など様々な分野の企業の利用に繋がりました。</p>						
評価に係る第三者機関等の活用の有無							
無							
交付金事業の活動指標及び 活動実績	活動指標			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	J-PARC MLF開所日数		活動実績	件	136	151	144
			活動見込	件	159	159	159
			達成度	%	85.5%	95.0%	90.6%
交付金事業の総事業費等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	備考			
総事業費	101,133,000	101,133,000	98,515,750	300,781,750			
交付金充当額	71,523,000	71,523,000	61,890,000	204,936,000			
うち文部科学省分	71,523,000	71,523,000	61,890,000	204,936,000			
うち経済産業省分							
交付金事業の契約の概要							
契約の目的		契約の方法		契約の相手方		契約金額	
茨城県中性子ビームラインの運転維持管理及び利用者支援業務		プロポーザル		国立大学法人茨城大学		98,515,750	

交付金事業の担当課室	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課
交付金事業の評価課室	茨城県産業戦略部技術振興局科学技術振興課

- (備考)
- (1) 事業ごとに作成すること。
 - (2) 番号の欄には、事業評価総括表における番号欄に対応した数を記入すること。
 - (3) 交付金事業の概要の欄は、事業内容、必要性、期待される効果等を記載すること。
 - (4) 交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標の欄は、当該事業が関連づけられている当該都道府県又は市町村の上位政策・施策とその目標を記載すること。
 - (5) 事業期間が複数年度にわたる事業については事業期間の設定理由を記載すること。
 - (6) 成果目標及び成果指標の欄は、交付金事業に関係する都道府県又は市町村の主要政策・施策とその目標を踏まえて定量的に記載すること。当該事業の定量的評価が困難な場合には、成果目標の欄に、定性的な目標を、交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄に、定性的な成果及び評価を記載すること。
 - (7) 評価年度及び評価年度の設定理由の欄は、交付金事業の内容、成果目標及び成果指標を踏まえ記載すること。
 なお、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合、評価年度の設定には当該機関等による評価実施時期も考慮すること。
 - (8) 成果実績の欄は、評価年度に成果指標に基づき測定した数値を記載すること。ただし、評価年度が到来していない場合は、成果実績の欄は空欄とし、評価年度に別途、報告を行うこと。
 なお、成果実績を別途報告する際に、交付金事業の評価に第三者機関等を活用する場合には、当該機関等による評価についても、併せて報告を行うこと。
 - (9) 交付金事業の定性的な成果及び評価等の欄は、上記(6)の定量的評価が困難な場合における定性的な成果及び評価の記載のほか、成果実績が目標値に達しない場合の要因分析及び次年度に向けた改善点並びに評価に第三者機関等を活用した場合には当該機関等の評価を記載すること。
 - (10) 評価に係る第三者機関等の活用の有無の欄については、第三者機関等を活用した場合にあっては、第三者機関等の名称及び構成員等を記載すること。
 - (11) 交付金事業の活動指標及び活動実績の欄は、当該事業の進捗度、利用量等の活動量を記載すること。
 - (12) 交付金事業の契約の概要の欄は、契約件数が二つ以上の場合には必要に応じ欄を設けること。
 - (13) 交付金事業の担当課室の欄は事業を実施した課室を、交付金事業の評価課室の欄は事業評価を実施した課室の名称を記載すること。事業実施課室と評価実施課室が同一でも差支えない。

